

入札公告

(自動証明写真機の設置に係る市有財産貸付)

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び犬山市契約規則（昭和40年規則第21号）第7条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月1日

犬山市長 山田 拓郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

自動証明写真機の設置に係る市有財産貸付

(2) 貸付場所

犬山市役所本庁舎1階 指定場所

(3) 規格・品質

犬山市役所本庁舎における自動証明写真機の設置事業者募集要項のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 自動証明写真機の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営をする自動証明写真機を官公庁施設に設置した実績があること。

(2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。

(4) 市の指名停止の措置又は不利益処分（違法又は不適當な行為によるものである場合に限る）を受けていないこと。

(5) 国税、愛知県税、犬山市税の未納がないこと。

3 申請書等の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和3年2月1日（月）から令和3年2月26日（金）までの土・日・祝休日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

犬山市役所 1階 市民部市民課

4 入札手続き等

(1) 入札日時

令和3年3月3日（水）午前10時00分

(2) 入札場所

犬山市役所 2階 201会議室

5 入札方法等

(1) 入札回数は3回までとする。

(2) 入札保証金は免除する。

6 入札の無効

(1) 入札参加者資格のない者が入札したもの

(2) 指定の期間内に入札申込手続きをしなかった者が入札したもの

(3) 入札価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの
又はこれらが分明でないもの

(4) 入札書の訂正をしたもの

(5) 入札に関し、不正な行為を行った者が入札したもの

(6) その他入札に関する条件に違反したもの

7 落札者の決定方法

最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、

請負金額の10分の1にあたる額を損害賠償金として請求する。

また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがある。

(2) 本広告に記載のない事項については犬山市役所本庁舎における自動証明写真機の設置事業者募集要項に従うこと。

(3) 入札条件等は市の指示に従うこと。

9 担当課

〒484-8501

犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市役所 1階 市民部 市民課